

浦安市規則第13号

浦安市市民活動補助金の交付に関する規則の一部を改正する規則

浦安市市民活動補助金の交付に関する規則（平成14年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 活性化事業 市民活動のうち、活動期間が1年以上の団体が主体性を持って行う公益性の高い事業であって、市長が別に定めるところにより採択したものをいう。

第3条本文中「自立促進事業」の次に「及び活性化事業」を加える。

第4条各号列記以外の部分中「団体は、」の次に「自立促進事業にあつては」を、「以上」の次に「、活性化事業にあつては構成員が10人以上」を加える。

第6条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 活性化事業 486,400円以内の額

第6条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 活性化事業 1団体につき3回

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。